

## 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

平成24年3月23日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第2条 受注者は、館山市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）について、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人1人につき2件までその職務を兼ねさせることができる。

- (1) 兼務に係る市発注工事は、それぞれ請負金額が500万円未満の工事であること。
- (2) 市発注工事について兼務する現場代理人は、当該兼務に係る市発注工事以外の工事の現場代理人を兼務していないこと。
- (3) 市発注工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。

2 受注者は、設計変更等の事情により、兼務に係る市発注工事の請負金額が変更された場合であっても、市長が特に当該兼務の継続に支障がないと認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該兼務を継続することができる。

(事務手続)

第3条 受注者は、前条第1項の規定により現場代理人の職務を兼ねさせようとするときは、現場代理人兼務届（別記第1号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

2 受注者は、兼務に係る市発注工事の一方が竣工その他の事由により、兼務の必要がなくなった場合であって、他方の市発注工事が継続中の場合には、現場代理人兼務解除届（別記第2号様式）を、当該継続中の市発注工事を所管する部署に提出しなければならない。

3 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任のうえ、現場代理人変更届（別記第3号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人の兼務は、当該現場代理人が一方の市発注工事の現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の職務上の責任を免じるものではない。

附 則

この要領に基づく事務取扱いは、平成24年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

別 記

第1号様式（第3条）

## 現場代理人兼務届

平成 年 月 日

（あて先）館山市長

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第3条に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
現在契約締結している工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	要	
新たに兼務を希望する工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	要	

書

- 1 現 契約している工事の契約書（ ）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記 のある所）
- 2 現 契約している工事の現場代理人 任 者等届（ ）

別 記

第2号様式（第3条）

## 現場代理人兼務解除届

年 月 日

（あて先）館山市長

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第3条に基づき、現場代理人を解除することとしましたので届け出ます。

竣工した工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	竣工年月日	平成 年 月 日
	要	
兼務解除となる工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	要	

別 記

第3号様式（第3条）

## 現場代理人変更届

年 月 日

（あて先）館山市長

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第3条に基づき、現場代理人を変更することとしましたので届け出ます。

工事担当部署名		
工 事 名		
契 約 金 額		
工 期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
変更前	現場代理人氏名	
	要	
変更後	現場代理人氏名	
	要	
変更理由		